

八雲町町税等の延滞金減免に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方税法（昭和25年法律第226号）、八雲町税条例（平成17年八雲町条例第54号）及び八雲町国民健康保険税条例（平成20年八雲町条例第18号）の規定による町税並びに八雲町介護保険条例（平成17年八雲町条例第89号）及び八雲町後期高齢者医療に関する条例（平成20年八雲町条例第4号）の規定による保険料（以下「町税等」という。）に係る延滞金の減免に関し、必要な事項を定めるものとする。

(減免の対象となる町税等)

第2条 延滞金を減免することができる町税等は、次に掲げるものとする。

- (1) 町道民税
- (2) 法人町民税
- (3) 固定資産税
- (4) 軽自動車税（種別割）
- (5) 町たばこ税
- (6) 特別土地保有税
- (7) 入湯税
- (8) 国民健康保険税
- (9) 介護保険料
- (10) 後期高齢者医療保険料

(延滞金の減免基準)

第3条 町長は、納税義務者又は特別徴収義務者（以下「納税者等」という。）が、町税等を納期限までに納付又は納入しなかったことについて、次の各号のいずれかに該当した場合、当該延滞金を減免することができる。

- (1) 納税者等がその財産につき震災、風水害、火災その他災害を受け、又はその資産が盗難にあったとき。
- (2) 納税者等が詐欺、横領等により財産を失ったとき。
- (3) 納税者等又はこれらの者と生計を同じくする親族が、病気にかかり、又は負傷し、医療費、介護費用等の負担のため生活困窮となったとき。
- (4) 納税者等が生活保護法（昭和25年法律第144号）第12条の規定による生活扶助の適用を受けたとき。
- (5) 納税者等が失業又は失職したとき。
- (6) 納税者等が、その事業について受けた著しい損失又は著しい不振、休業、廃業若しくは倒産したとき。
- (7) 納税者等が、死亡、身体の拘束、通信又は交通の障害、所在不明等の理由により納期限までに納付又は納入することができなかつたとき。
- (8) 納税者等が所在不明のため、納税者等に代わって第三者が納付又は納入するとき。
- (9) 納税者等に係る破産手続開始の決定がなされたとき。

(10) 納税者等が会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 41 条第 1 項の規定による更生手続開始の決定又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 33 条第 1 項の規定による再生手続開始の決定がされたとき。

(11) 納税者等が滞納処分、強制執行、競売開始、仮差押え等により、納税資金の調達が著しく困難と認められるとき。

(12) その他前各号に類する事由があり、やむを得ない理由があると認められるとき。

(減免の割合)

第 4 条 本要綱に定める減免の割合は、法令に定めのあるものを除き、全額とする。

(減免申請)

第 5 条 町税等の延滞金の減免を受けようとする者は、その事由を記載した延滞金減免申請書（様式第 1 号）及びその事由を証明できる書類を町長に提出しなければならない。

(減免の決定)

第 6 条 町長は、前条の規定による申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、減免の可否を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定による決定をしたときは、当該申請をした者に対し、延滞金減免承認（不承認）通知書（様式第 2 号）により通知するものとする。

(承認決定の取消)

第 7 条 町長は、減免の承認の決定を受けた者が次の各号に該当すると認めるときは、その減免を取り消すものとする。

(1) 虚偽の申請をしたとき。

(2) 不正の行為により減免を受けたとき。

2 町長は、前項の規定により減免を取り消した場合は、その者に対して通知するとともに、当該減免を取り消した延滞金を徴収するものとする。

(委任)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、八雲町介護保険条例施行規則第 30 条の 2 及び八雲町後期高齢者医療に関する条例施行規則第 4 条に規定する様式は、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。